

熊本県伝統工芸館における 指定管理候補者の選定結果について

熊本県では、「熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44条）」第3条及び「熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）」第12条の規定に基づき、「熊本県伝統工芸館」の指定管理者の公募を行った結果、1団体から提案書類の申請があり、観光文化部指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

熊本県伝統工芸館

2 指定管理候補者

一般財団法人熊本県伝統工芸館

理事長 福原 彰宏

3 指定期間

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日

4 選定理由

施設の設立目的、指定管理制度の趣旨を良く理解した事業計画となっている。また、経営状況も健全であり、リニューアルオープンに向けた新規事業の取り組みが可能な安定的な財政状況であること、加えて、学芸員等の専門的知識を有する職員が在籍していることや、多言語対応が可能な職員が配置されていることなどが選考委員会で高い評価を得たことを踏まえ、一般財団法人熊本県伝統工芸館を指定管理候補者として選定することとした。

5 指定管理候補者の事業計画の概要

第5期においては、大規模改修後に面積を拡張した2階展示室の活用に積極的に取り組むとともに、拡張されたショップと新設されたカフェの一体的運営を行う。また、若年層やインバウンド需要ターゲットにした新たな企画展示等を実施するとともに、伝統的工芸品産業の担い手の確保、後継者の育成に取り組む。

6 選考委員会の審査結果

(1)開催日：令和7年（2025年）12月19日（金）

(2)委員：

委員長 宮尾 尚 （熊本県文化協会 副会長）

委員 きのした ようこ（熊本県伝統工芸協会 会計監事）

委員 倉光 麻里子（公益社団法人 熊本県観光連盟 専務理事）

委 員 中村 賢次（崇城大学 芸術学部 美術学科 教授）
委 員 吉永 賢一郎（吉永公認会計士事務所 会計士）

(3) 指定管理候補者に関する意見

熊本県伝統工芸館の指定管理候補者として、一般財団法人熊本県伝統工芸館は適当。

施設の設立目的、指定管理制度の趣旨を良く理解した事業計画となっている。また、経営状況も健全であり、リニューアルオープンに向けた新規事業の取り組みが可能な安定的な財政状況であることが評価できる。加えて、学芸員等の専門的知識を有する職員が在籍していることや、多言語対応が可能な職員が配置されていることも評価した。

[選考委員会における採点集計結果]・・・別紙のとおり